

令和3年度の事業報告書

令和3年 1月 1日から令和3年12月31日まで

特定非営利活動法人ユニバーサル・ケア

1 成年後見制度利用の現状

成年後見制度の利用は進んでいるとは言い難い。現時点で利用可能な成年後見制度の事件概況（最高裁判所が毎年発表する『成年後見関係事件の概況—令和2年1月～12月』）によれば、前年比では1,300件弱の利用増加となったものの、直近の過去5年間の平均で捉えれば毎年約500件の増加に留まる。この程度の利用増であれば、わざわざ『利用促進法』を作るまでもなく、また、5年に亘る利用促進計画を実施するまでもなく、昼寝をしても達成できたのではないかとさえ思われる。

成年後見等開始申立てにより家庭裁判所から選任される後見人等は、第三者が約8割、家族・親族が2割となっており、最高裁判所の「後見人は親族が望ましい」との意見表明にも拘わらず状況は改善されていない。この現状について最高裁は「そもそも、家族・親族が後見人になることを希望する案件自体が極めて少ないからである」と分析しているのであるが、これは家族・親族の候補者が長年に亘って排除され続けた結果であって、家庭裁判所から「家族・親族を後見人等の候補者にしませんか」などと言った助言などはあり得ないのだから、当然極まる結末である。

大きな期待を背負って施行された『成年後見制度利用促進法』であったが、「成年後見制度そのものに対する不信」と「利用のメリットが見いだせない成年後見」というマイナスイメージを払拭できないまま目に見える成果を出せず、その意義には大きな疑問符が付けられたままである。

2 事業の成果

当法人の「成年後見に関する活動」においては、コロナ禍の中で活動は様々な局面で制約を受け、通年で実施していた『成年後見講座』も開催は2回だけとなった。当年度中の新規受任件数は10件（法定後見および任意後見の合計）に留まり、また、期間中のご本人死亡案件もほぼ同数となったため本年度末の有効受任件数は100件となった。

活動スタッフとして新たに8名が参加し、退会した者4名を差引いて年度末において後見事務に従事する者は22名となった。社会福祉業務等の専門知識を有する者が加わったことにより、組織はより強化された。

『後見相談コールセンター』による無料電話相談と面談による無料相談は前年より増加し、合計で150件を超える利用があった。京都市・府内での利用者に加えて関東地域を中心とした他の地域からの相談も増加し、当法人のサービスに対する認識が高まっているものと思われる。

令和2年に改訂発行した当法人のオリジナル冊子『もっと身近に！ 成年後見』（改訂第4版）

に加えて、法定後見と任意後見の特徴を分かり易くまとめた専用のチラシ（A4版三つ折り）を新たに作成し、当法人の広報活動に利用している。

関係者の親族等から寄せられた寄付金を原資として、京都府内の住民で成年後見制度の利用が必要でありながら申立て費用等の支出が困難な方々を支援するための独自のサービス『オリーブ・プログラム』も継続実施したが利用者は限定的であった。

1) 実施した講座等

当法人は、成年後見制度の一層の普及を目指して、独自に構成した「成年後見1日講座」を開催し、また、京都府内外団体等からの要請に応じて以下記載のとおり成年後見関連のセミナーを実施した。

◎成年後見制度の普及活動（主なもの）

- ・成年後見1日講座 計2回

10月23日 11月20日

（実施場所はいずれも当常設相談所内）

◎他団体でのセミナー実施

- ・成年後見セミナー

1月8日 市立敦賀病院（福井県）の医師・看護師向け

5月10日 文化時報社主催 福祉仏教入門講座 成年後見制度について

2) その他の活動

当法人の広報強化と他団体との連携推進のため、以下の活動を行った。

- ・一昨年より継続している京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室に対する要望を継続

※当法人を『成年後見制度利用促進法の「市町村計画」に基づく地域連携ネットワーク』における相談窓口としての位置付けることを求めるものであるが、京都市からは拒否されたままである。

- ・京都府北部での活動を強化する目的で設置した亀岡拠点、南丹拠点、向日拠点での後見事務とその強化を継続
- ・「伝統文化の保存・継承に関する活動」については、休止状態である。

3) 市民後見を行う他団体との連携活動

当法人が実施するNPO法人としての市民後見活動に対する認知と評価は低く、制度利用促進法に基づく実施計画も自治体と各社会福祉協議会を中心として進められており、市民後見法人の活動は認識されていない。この状況を打破する目的で『全国市民後見推進協議会』設立の運動に参加し、任意団体を設立して4月より活動を開始した。現在のところ市民後見を推進する全国の39NPO法人が参加しており、成年後見に関する情報の共有、相互支援、市民後見法人の認知向上に向けた活動を行っている。また、当法人は同協議会の副会長職を引受けている。

3 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対 象者の 範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
	添付別紙記載のとおり			17,793千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
	実施しなかった		0千円

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。